

## 鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等情報登録制度実施要綱（平成27年鹿屋市告示第34号）の一部を次のように改正する。

第6条中「ともに、」の次に「第2号から第6号までのいずれかに該当するときにおいては」を加える。

第8条第1項中「（別記第10号様式）」の次に「及び本人確認書類の写し（公的機関が発行した証明書であって、提出時において有効であるもの）」を加える。

第10条中「ともに、」の次に「第2号から第6号までのいずれかに該当するときにおいては」を加える。

別記第5号様式注中注を注1とし、同様式注に注2として次のように加える。

- 2 物件登録については、登録日から3年が経過した場合、自動的に抹消されます。

第7号様式注を削る。

第12号様式注中注を注1とし、同様式注に注2として次のように加える。

- 2 利用登録については、登録日から3年が経過した場合、自動的に抹消されます。

### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。